

令和2年第8回東串良町農業委員会 会議録

日時：令和2年8月25日（火）午前10時00分～

場所：東串良町役場委員会室（3階）

令和 2 年第 8 回東串良町農業委員会会議録

招集年月日	令和 2 年 8 月 2 5 日					
招集場所	東串良町役場委員会室（3 階）					
開催の日時 及び宣言	開会	令和 2 年 8 月 2 5 日 午前 1 0 時 0 0 分			議長	豎山 秋敏
	閉会	令和 2 年 8 月 2 5 日 午前 1 1 時 2 3 分			議長	豎山 秋敏
農業委員	出欠	番号	氏 名	出欠	番号	氏 名
出席数 7 名 欠席数 名	○	1	鶴丸 千尋	○	5	谷口 憲三
	○	2	福岡 みどり	○	6	木佐貫 一孝
出席○ 欠席×	○	3	吉ヶ崎 弘一	○	7	大村 教男
	○	4	豎山 秋敏		8	
最適化推進 委員	○		稲村 照隆	○		町永 次男
	○		上池 勝彦	○		松留 和江
出席数 7 名	○		内村 初子	○		松留 立美
			村吉 博美	○		杉木 秀幸
会議録署名委員	3 番	吉ヶ崎 弘一		5 番	谷口 憲三	
出席した事務局職員	局長, 次長	前田 秀一 駿河崎 哲郎		書記	堀内 和代 出水 翔太	
会議 に 付 し た 事 項	日程第 1	議案第 4 4 号	農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積 計画について			
	日程第 2	議案第 4 5 号	農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申 請について			
	日程第 3	議案第 4 6 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用許可 申請について			
	日程第 4	議案第 4 7 号	農地あっせん委員の選任について			
	日程第 5	議案第 4 8 号	共有者不明農用地等に係る公示について			
	日程第 6	議案第 4 9 号	東串良町農業委員会会議規則の改正について			
	日程第 7	議案第 5 0 号	東串良町農業委員会「農地等の利用の最適化の 推進に関する指針」の策定について			
	日程第 8	議案第 5 1 号	農業者年金加入推進部長の選任について			

開 会 午前 10 時 00 分

議 長（堅 山）

皆さんおはようございます。
ただいまから定例総会を始めたいと思います。

定足数に達しておりますので、東串良町
農業委員会令和 2 年第 8 回定例総会を開催いたします。

本日の会議録署名委員に、3 番 吉ヶ崎委員と 5 番 谷口
委員をお願いいたします。

ここで諸般の報告をいたします。

農業経営基盤強化促進法による賃貸借の合意解約が 2 件 3
筆、使用貸借権の合意解約が 2 件 5 筆、農地法 3 条の規定に基
づく利用権設定の賃借権の合意解約が 1 件 1 筆ありました。明
細書につきましては、総会資料の最後の方に添付してありま
すので、後でお目通しをお願いします。

それでは、ただいまから議事に入りたいと思います。
発言される方は、必ず議長の許可を受けてから、マイクを持
って発言くださるようによろしくお願いいたします。

◆ 日程第 1 議案第 44 号 農業経営基盤強化促進法による農用地利
用集積計画について

議 長（堅 山）

日程第 1 議案第 44 号 農業経営基盤強化促進法による農
用地利用集積計画について、を議題といたします。

今回申請がなされたのは、所有権移転 4 件、賃借権 11 件、
使用貸借権 6 件であります。

それでは順次、事務局の説明をお願いしたいと思いますが
資料 2 ページの所有権移転の 161 番につきましては、譲渡人
が内村委員となっておりますので、先に質疑をさせていただき
たいと思います。

東串良町農業委員会会議規則第 25 条によりまして、委員会
の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事

項については、その議事に参与することができないとなっておりますので内村委員へ退席をお願いいたします。

(内村委員退席)

議 長 (堅 山)

それでは、事務局の説明をお願い致します。

事 務 局 (堀 内)

それでは、説明いたします。

2 ページをお開き下さい。

所有権移転の161番、譲受人は肝付町の〇〇さん、譲渡人は川西の〇〇さん、申請地は、川西 宮前 670-1 畑 335㎡ 売買による移転でございます。

以上でございます。

議 長 (堅 山)

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

議 長 (堅 山)

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (堅 山)

異議なしと認めます。

内村委員の入室を認めます

(内村委員入室)

引き続き事務局の説明をお願い致します。

事 務 局 (堀 内)

それでは説明いたします。

資料の2ページをご覧ください。

まず、所有権移転の160番、譲受人は川東の〇〇株式会社、

譲渡人は川東の〇〇さん、申請地は、川東 浜脇之前 4456-1 畑 751 m² で売買による移転でございます。

次に161番に関しましては、先ほど説明させていただきましたので省略させていただきます。

次に162番、譲受人は肝付町の〇〇さん、譲渡人は東京都の〇〇さん、申請地は、川西 貴實益 620-1 畑 367 m² 売買による移転でございます。

次に163番、譲受人は川東の〇〇さん、譲渡人は川東の〇〇さん、申請地は、川東 定府 1899-1 田 497 m² 他 6筆計 6,471 m²で贈与による移転でございます。

続きまして、3ページをお開きください。

賃貸借の164番、借人は川東の〇〇さん、貸人は川東の〇〇さん、申請地は、川東 門倉堀 1113-1 畑 2386 m² で更新10年の利用権設定でございます

次に165番、借人は川東の〇〇さん、貸人は川東の〇〇さん、申請地は、川東 山野前 4113 畑 1288 m² 新規20年の利用権設定でございます。

次に166番、借人は岩弘の有限会社〇〇、貸人は川西の〇〇さん、申請地は、新川西 古新堀 1874-1 畑 1,731 m² 他1筆 計 2,319 m²で、新規5年の利用権設定でございます。

次に167番、借人は川東の〇〇さん、貸人は川東の〇〇さん、申請地は、川東 前園堀 1232 畑 1,317 m² 新規10年の利用権設定でございます。

次に168番、借人は鹿屋市の〇〇さん、貸人は鹿児島市の〇〇さん、申請地は、岩弘 永富 16-33 田 404 m² で、更新5年の利用権設定でございます。

次に169番、借人は岩弘の株式会社〇〇、貸人は川東の〇〇さん、申請地は、川東 高松 4242-1 畑 1,629 m² で、新規5年の利用権設定でございます。

次に170番、借人は岩弘の株式会社〇〇、貸人は川東の〇〇さん、申請地は、新川西 古新堀 1887-1 畑 2,381 m² で新規5年の利用権設定でございます。

次に171番、借人は岩弘の株式会社〇〇、貸人は鹿屋市の〇〇さん、申請地は、新川西 新地後 1592-2 畑 1,215 m² 他5筆 計8,635 m²で、新規6年の利用権設定でございます。

次に172番、借人は岩弘の株式会社〇〇、貸人は岩弘の〇〇さん、申請地は、川西 東水流 3153 畑 933 m² 他2筆 計2,835 m²で、新規5年の利用権設定でございます。

次に173番、借人は岩弘の株式会社〇〇、貸人は川東の〇〇さん、申請地は、川東 内迫 1050-3 畑 1,191 m² 他1筆 計2,670 m²で、新規5年の利用権設定でございます。

次に174番、借人は岩弘の株式会社〇〇、貸人は新川西の〇〇さん、申請地は、新川西 新地後 1571-1 畑 974 m² 他1筆 計2,011 m²で、新規6年の利用権設定でございます。

続きまして、4ページをご覧ください。

使用貸借権の175番、借人は肝付町の〇〇さん、貸人は肝付町の〇〇さん、申請地は、川西 貴實益 1073 田 1,384 m² で、更新10年の利用権設定でございます。

次に176番、借人は川東の〇〇さん、貸人は川東の〇〇さん、申請地は、川東 高松 4198 畑 1,171 m² で、新規10年の利用権設定でございます。

次に177番、借人は岩弘の株式会社〇〇、貸人は川東の〇〇さん、申請地は、新川西 中村 4995-9 畑 730 m² で、新規5年の利用権設定でございます。

次に178番、借人は岩弘の株式会社〇〇、貸人は川東の〇〇さん、申請地は、新川西 中村 4995-10 畑 1,533 m² 新規5年の利用権設定でございます。

次に179番、借人は川西の〇〇さん、貸人は川西の〇〇さん、申請地は、川西 下水流 734-1 畑 527 m² 他1筆 計

1,201 m² 新規 5 年の利用権設定でございます。

次に 180 番、借人は川西の〇〇さん、貸人は池之原の〇〇さん、申請地は、川西 下水流 735-1 畑 524 m² 新規 5 年の利用権設定でございます。

以上、160 番から 180 番まで、161 番以外の説明を終わります。

続きまして、農地中間管理事業による農地中間管理権について説明をいたします。

資料の 5 ページから 9 ページをご覧ください。

今回、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画については、貸出件数 36 件、借受件数 36 件で、総面積 115,863 m² であり、利用権の種類は、賃借権 12 件、使用貸借権 24 件で鹿児島県中間管理機構が農地中間管理権を取得する内容でございます。

以上でございます。

議 長（堅 山）
ありがとうございました。
これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

木佐貫委員
163 番の〇〇さんと〇〇さんは親戚かなんかですか。

議 長（堅 山）
義理の親子ですかね。よろしいですか。

木佐貫委員
はい。

議 長（堅 山）
質疑を終結いたします。
本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(堅山)
異議なしと認めます。

よって、日程第1 議案第44号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画については、原案どおり承認することに決しました。

◆日程第2 議案第45号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について

議長(堅山)
次に、日程第2 議案第45号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、を議題といたします。
今回申請がなされたのは、所有権移転3件であります。
それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局(堀内)
それでは、説明いたします。
資料の11ページをご覧ください。
所有権移転の28番、譲受人は川西の〇〇さん、譲渡人は池之原の〇〇さん、申請地は、池之原 石堀 2338-4 畑 463㎡で、譲渡人と譲受人の売買による所有権の移転でございます。

次に29番、譲受人は新川西の〇〇さん、譲渡人は川西の〇〇さん、申請地は、新川西 烏帽子田 14 田 859㎡ 他2筆 計4,631㎡で、譲渡人と譲受人の贈与による所有権の移転でございます。

次に30番、譲受人は新川西の〇〇さん、譲渡人は川西の〇〇さん、申請地は、川西 富田 1462 田 399㎡ 他4筆 計5,208㎡で、譲渡人と譲受人の贈与による所有権の移転でございます。

地図の方は添付しておりますので、説明は省略いたします。

以上、農地の権利移動の要件として、効率的な農地利用につきましては、農機具の所有状況、労働力などは十分確保されて

おり、下限面積など農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないものと判断しております。

以上でございます。

議長（堅山）

ありがとうございました。
これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

木佐貫委員

12ページのこの地図を見ると、なんか横の塚というか土手になっているようなここも畑地で売ってるんですかね。ここが気になって。

事務局（堀内）

お答えさせていただきます。一応ですねここも面積の中に入っていることとなります。

議長（堅山）

他にございませんか。
質疑を終結いたします。
本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（堅山）

異議なしと認めます。
よって、日程第2 議案第45号 農地法第3条の規定による
所有権移転の許可申請については、原案どおり承認することに
決しました。

◆日程第3 議案第46号 農地法第5条第1項の規定による農地転
用許可申請について

議長（堅山）

次に、日程第3 議案第46号 農地法第5条第1項の規定
による農地転用許可申請についてを議題といたします。

今回は3件の申請がございます。

最初に、19ページの社会福祉法人〇〇 〇〇さんからの転用申請につきましては、令和2年5月25日に開催された令和2年第5回定例会において農用地区域内の農用地変更の審議が行われ承認されているところであります。

今回農地転用の申請となっておりますが、農用地変更申請と同じ計画内容となっておりますので説明は省略致します。

次に、34ページの〇〇さんからの転用申請につきましては、令和2年3月25日に開催された令和2年第3回定例会において農用地区域内の農用地変更の審議が行われ承認されているところであります。

今回農地転用の申請となっておりますが、農用地変更申請と同じ計画内容となっておりますので説明は省略致します。

次に、40ページの有限会社 〇〇からの転用申請につきましては、現地調査を行っておりますので、その報告を吉ヶ崎委員長によりしくお願いいたします。

(吉ヶ崎委員長現地調査報告)

それでは報告させていただきます。

令和2年8月20日木曜日、午前9時から申請地にて現地調査をおこないました。出席者は、委員が自分と松留立美委員、事務局から駿河崎次長と出水主事、関係者が〇〇さんとなります。申請人は大崎町菱田〇〇番地に所在する有限会社〇〇で、申請地は、川東安留 4789番地 畑 1,550㎡の農地です。申請内容は農地の一時転用です。では現地調査の結果を報告させていただきます。申請地は農用地区域内農地に該当すると思われ、転用目的は、砂利、資材置き場設置目的の一時転用です。申請人は近隣の砂利採取に伴い、埋戻し用土砂、及び採掘した砂の仮置き場として使用する目的であり、実現は確実だと思われ。また転用する面積は1,550㎡であり周辺の状況等から考えて妥当だと思われ。また被害防除計画書にあるとおり周辺に被害が及ばないようにするとのことです。審議をお願いします。

議 長 (堅 山)

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

木佐貫委員

砂利採取は、この申請地の近くですかね。

事務局（駿河崎）

こちらの資料でございますとおり42ページにですね大崎町の方にですね今の一時転用申請地から北側の方ですね砂利採取予定地があります。その砂利を一時仮置きして掘削用の土もここに置くという事でした。

木佐貫委員

大崎町で砂利採取したのをこっちに持ってきてるんですか。

事務局（駿河崎）

そのとおりです。

木佐貫委員

大崎町から砂利採取したのを持ってくるのは問題はないですよ。

事務局（駿河崎）

事務局としては、法的な部分は確認はしておりませんが、特に問題はないと思いますが、また改めて確認いたします。

松留委員

砂採取ではないからいいと思うんだけど。

議長（堅山）

他にございませんか。

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（堅山）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

以上で、日程第3 議案第46号 農地法第5条第1項の規定による農地転用許可制度についての審議を終えたいと思います。

◆日程第4 議案第47号 農地あっせん委員の選任について

議長（堅山）

次に、日程第4 議案第47号 農地あっせん委員の選任についてを議題といたします。

今回は、売買1件の申し出がございます。

本案につきましては、事務局の説明後、あっせん委員を選任していきたいと思っております。

どのような方法で選任したらよろしいでしょうか。

（「事務局一任」の声あり）

議長（堅山）

事務局一任という声ございましたので、議題に沿ってあっせん委員を選任していきたいと思っております。

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（出水）

それでは、私の方で説明いたします。

資料54ページをご覧ください。

それでは説明いたします。

〇〇さんからの農地売買あっせん申し出について説明いたします。

申請地は、川東 六反 1757番 田 698㎡ 他2筆で、農地の面積は3筆で合計2,491㎡です。

場所は、54ページ図面にあるとおり、塩入川をはさんで外西建業から北側に位置する農地であります。

以上で、〇〇さんの農地売買あっせん申請についての説明を終わらせていただきます。

議長（堅山）

ありがとうございました。

事務局一任という声がありましたので、〇〇さんの農地あっせん委員に、吉ヶ崎委員と杉木委員を指名いたします。

委員長は、吉ヶ崎委員をお願いいたします。

よって、日程第4 議案第47号 農地あっせん委員の選任については、ただいま指名いたしました方々をお願いすることに決しました。

◆日程第5 議案第48号 共有者不明農用地等に係る公示について

議長（堅山）

次に、日程第5 議案第48号 共有者不明農用地等に係る公示について議題といたします。

事務局の方から説明をお願いします。

事務局（出水）

それでは説明をさせていただきます。

資料の60ページをお開きください。川西 貴實益 629番畑 616㎡の農地に関しましては、農地の所有者である〇〇さんが死亡しており、また農地の賃借に必要な法定相続人による同意を得ることが難しいため、共有者不明農用地の不確知共有者の探索の要請に基づき半年間の公告をたて、地域振興公社に貸し出すものであります。新規の委員もおられますので、補足で説明させていただきます。農地の登記名義人が死去している農地を賃借する場合には、農地の相続権を持つ者の過半の同意が必要と定められております。また農地を中間管理機構に貸し出す場合には未相続の農地に対して探索をかけ、相続人を調査する事ができます。それでも、農地の相続権を持つ者の過半の同意を得られなかった場合には、半年間、公示をかけ、異議がなかった場合、中間管理機構を通して農地の賃借を行うことができます。本件の場合、〇〇さんの場合も農地の相続権を持つ者の過半の同意を得ることができなかつたので、公示をかけて中間管理機構をとおして農地の使用貸借をかけるものです。

議長（堅山）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（堅山）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり公示を行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (堅 山)

異議なしと認めます。

よって、日程第 5 議案第 4 8 号共有者不明農用地等に係る
公示を行うことを承認いたします。

◆日程第 6 議案第 4 9 号 東申良町農業委員会会議規則の改正につ
いて

議 長 (堅 山)

次に、日程第 6 議案第 4 9 号 東申良町農業委員会会議規則
の改正についてを議題といたします。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 (駿河崎)

私の方から説明したいと思います。お手元にですね先月にお
示ししました会議規則があると思います。両面で 4 ページですね。

改正理由としましては、平成 2 9 年に農業委員会法が改正され
たことによるものです。施行日は令和 2 年 7 月 2 0 日でございます。
会議規則がですね総会の根底でございますので、本来ならば
前回の総会で提案するべきでございましたが前後してしまいま
すが、今回改めまして皆様からの承認をいただきたいと思い提案
したところでございます。以上です。

議 長 (堅 山)

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

木佐貫委員

これはもう最初から新しい規則という事ですか。新しくでき
た規則という事ですか。

事 務 局 (駿河崎)

お答えします。新しく新たにできた規則になります。前のも
ちろん会議規則を引き継いでいます。平成 2 9 年の農業委員会
の改正がございましたよね。そういったものに準じて新たに改
正したものです。

議 長 (堅 山)

他にございませんか。

質疑を終結いたします。
本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (堅 山)

異議なしと認めます。
よって、日程第6 議案第49号 東串良町農業委員会会議規則の改正については、原案どおり承認することに決しました。

◆日程第7 議案第50号 東串良町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の策定について

議 長 (堅 山)

次に、日程第7 議案第50号 東串良町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の策定について、を議題といたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 (堀 内)

それでは、説明をさせていただきます。

資料の65ページをお開き下さい。

まず、この東串良町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」についてですが、農業委員会法第7条において、農業委員の改選後の速やかな作成が定められています。この指針を作成していることが、農地利用最適化交付金の交付要件となっておりますので、本日の総会において承認をいただければと思います。この指針につきましても、お目通しいただいていると思いますので、要点を読み上げさせていただきたいと思います。第1の基本的な考え方について農業委員会等に関する法律の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として明確に位置付けられました。

農業委員と最適化推進委員が連携して、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、東串良町農業委員会の指針として具体的な目標と推進方法を定めます。

第2の具体的な目標と推進方法について現状と、3年後及び10年後の目標の設定しております。1の遊休農地の解消目標については、現状が、管内の農地面積が1380ha、遊休農地面積が19.5ha、遊休農地の割合が1.4%3年後の目標は、管内の農地面積が1370ha、遊休農地の面積が10ha、遊休農地の割合

0.7%、10年後には、遊休農地の割合をひとまず0%を目標としています。どうしても解消されない遊休農地はあると考えますが、目標に可能な限り近づけることが大切かと思いますので、目標をこのように設定いたしました。

次に、2の担い手の農地利用の集積・集約化についてですが、担い手への農地利用集積目標は、現状が集積面積433.3ha、集積率31.3%3年後の目標は、集積面積548ha、集積率40%、10年後には集積面積680ha、集積率50%で設定いたしました。担い手の育成・確保につきましては、担当の農林水産課農政企画係から、近年の認定農業者の増減数から推移を出していただき設定したところです。現状が認定農業者252経営体、認定新規就農者22経営体、基本構想水準到達者13経営体、3年後の目標は、認定農業者266経営体、認定新規就農者27経営体、基本構想水準到達者15経営体、10年後の目標は、認定農業者261経営体、認定新規就農者32経営体、基本構想水準到達者20経営体で設定いたしました。

次の66ページをお開き下さい。農業委員・推進委員の活動目標としまして、平成30年度から取り組みを開始した『農地「貸したい」「借りたい」総点検活動～農業委員・推進委員1・5一絵活動』は、1委員、1カ月当たり5戸の農地利用の意向確認を目標とします。

次に、2新規参入の促進については、現状の個人の新規参入者数が5人、法人の新規参入者数が0法人、3年後は個人が5人、法人が2法人10年後は個人が7人、法人が2人と設定いたしました。以上、要点について読み上げさせていただきました。他の部分については、改めてお目通しください。

議 長（堅 山）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

木佐貫委員

この資料の最初の遊休農地の解消目標ですけど、現状の農地面積が1,380haでその中に19.5haが遊休農地だという事ですよね。で、3年後1,370haになるちゅうのはどういう根拠から1,370haになるわけですか。

事 務 局（堀内）

よろしいですか。ここがすごく難しくてですね前回の目標がたてられたときに参考にたてさせていただきました。根拠というのが難しくてですね、区切りのいいところで数字を設定させていただいたところなんです。

木佐貫委員

宅地に変わるとか転用とかあってこれぐらい減るだろうという。

事務局（堀内）

一応そこらへんも含めて考えております。

木佐貫委員

1,370 h a の中にまだ 10 h a 遊休農地が残るという事ですよ
ね。

事務局（堀内）

どちらかという、こちらの遊休農地の割合をメインにみて
おります。そこから、遊休農地の面積をだしております。3年
後に遊休農地が 0.7%ま 1%をきるように持っていきたいなど
考えているところです。

木佐貫委員

それともう一つ 65 ページの右下の基本構想水準到達者っ
てどういうことですかね。

事務局（堀内）

お答えさせていただきます。担当が農林水産課のほうになり
ますので一応確認をさせていただきました。基本構想水準到達
者っていうのが市町村基本構想における効率的かつ安定的な
農業経営の指標水準に達している農業者これが認定農業者を
除く認定農業者以外の方のことを指すということでした。町で
定めている基準に達したら認定農業者になるということで、認
定農業者以外の方ということで考えていただければと思いま
す。

福岡委員

今のに関連するんですけど。認定農業者になれる基準ていい
ますか年齢とか経営状態そういうものが、よくわからないです
がいろいろ回ってみれば認定農業者はすごく優遇される部分
があってだったら良かったんですよというところが多いん
ですよ。年老いていらっしやるところがほとんどなんですけど
年齢がどれくらいまでなれるのかな。

事務局（堀内）

すみません。資料が手元にございませので皆さんに簡単にまとめてお示しできるように準備します。

吉ヶ崎委員

関連したことなんですけど、数字は皆さんもう認定農業者の方もどんどん年齢がいかれてリタイアする方も多いと思います。その中でこの数字がどうとらえればいいのかは私にはよく理解できないです。少なくなるんだったらわかるような気がするんですけど。統計的に上がっているような気がして。こんなに甘く考えていいものかどうかそういう私は見方をしているんですけど。どうなんでしょうか。以上です。

事務局（堀内）

お答えさせていただきます。こちらですね農林水産課から認定農業等の担当になりますので確認をさせていただきました。農林水産課の方もこの数字をあげるのがとても難しいということだったんですけど近年の実績に基づいて算出したということでした。平均80歳で農業を廃業されるという事でそれを基準に近年を実績をだすと平均3名ほど辞めていかれていると、辞めていかれる方もいるんですけど、今あの農業大学校に通っていらっしゃる、鹿屋の農高に通っていらっしゃる方も含めてその数字を入れてこちらの数字をだしたということ聞いております。認定農業者数が平均年3名、新規就農者数が平均年5名ということで目標値により算出したということでした。以上です。

議長（堅山）

他にありませんか。

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（堅山）

異議なしと認めます。

よって、日程第7 議案第50号 東串良町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の策定については、原案どおり承認することに決しました。

◆日程第8 議案第51号 農業者年金加入推進部長の選任について

議長（堅山）

次に、日程第8 議案第51号 農業者年金加入推進部長の選任についてを議題といたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局（駿河崎）

農業者年金加入推進部長の件について説明いたします。日頃から農業者年金の推進につきまして皆さんにご協力いただきまして大変お礼申し上げます。農業者年金加入推進部長については前任者が〇〇さんが任命されておりまして、今回改選がございまして、人数も増えましたので池之原地区、柏原地区1名ずつ提案したいと思っておりますがいかがでしょうか。

事務局（駿河崎）

事務局案を示してよろしいでしょうか。事務局案としまして池之原地区は会長の堅山さん、柏原地区は去年農業者年金に加入していただいた松留和代さんをお願いしたいのですが。年金に加入されているかたが説明もしやすいと思ひ提案しました。

議長（堅山）

ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（堅山）

質疑を終結いたします。

農業者年金加入推進部長の選任については、私と松留委員を選任することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（堅山）

異議なしと認めます。

よって、日程第8 議案第51号 農業者年金加入推進部長の選任については、私、堅山と松留委員を選任することに決定いたしました。よろしくをお願いします。

議長（堅山）

以上、本日準備しました議案は全部終了しました。

これもちまして、東串良町農業委員会令和2年第8回農業委員会定例総会を閉会いたします。